

第 4 回
長野県公共交通活性化協議会
松本地域別部会
地域公共交通分科会 資料

令和 8 年 5 月 28 日
長野県松本地域振興局企画振興課

目次

- 1 これまでの取組状況と令和8年度取組方針について (P1～4)**
- 2 路線のPDCA実施について (P5～6)**
- 3 観光路線の品質保証等について (P7～9)**
- 4 今年度の利用促進・啓発活動事業について (P10～11)**

1 これまでの取組状況と令和8年度の取組方針について

- 長野県地域公共交通計画では、「通院」、「通学」、「観光」の移動保証、品質保証を掲げ、地域ごとに取り組んでいる。
※P2、3参照
- 令和7年度は、通院、通学の移動・品質保証に向けた路線の見直し等を実施し、地域編を更新。
※P4参照
- 令和8年度は、
・令和7年度に見直した路線のPDCA
・観光の移動・品質保証に向けた拠点や宿泊施設の設定等
を実施する予定。

計画の位置づけ・目的等

- ◆ 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（地域交通法）」に基づく地域公共交通計画として策定
- ◆ 行政や交通事業者などの関係者が共通の認識を持ち、一体となって取り組む具体的な施策、役割分担や推進体制等を示す
- ◆ 計画区域：長野県全域、計画期間：令和6年度～令和10年度

地域公共交通を取り巻く状況

本県を取り巻く状況

- ・地域特性
- ・公共交通の整備状況
- ・県民の移動実態
- ・公共交通に係る情勢等

現状と課題

①維持・運行に関する課題

- ・担い手不足
- ・利用者の減少
- ・事業者の経営悪化
- ・免許返納者の増加等

②利便性向上に関する課題

- ・キャッシュレス決済導入の遅れ
- ・情報提供環境の整備・充実等

③脱炭素化に向けた課題

- ・自家用車への過度な依存
- ・公共交通機関の脱炭素化等

公共交通等リ・デザイン（再構築）方針（計画の基本方針等）

目指す将来像	自家用車に頼らなくても大きな不便を感じずに誰もが安心して暮らせる持続可能な社会を実現する。特に通院・通学等の日常生活における移動や観光地への円滑な移動が確保されている状態を目指す。
基本的な方針	モータリゼーションの進展や少子高齢化・人口減少の急速な進行を背景として、地域公共交通を民間事業者の自助努力のみで維持していくことは困難な状況となっている。このため、官民連携のもと、行政の主体的な関与により、「社会的共通資本」である地域公共交通の維持・発展、利便性の向上を図る。
計画の目標	①日常生活における自家用車から公共交通への利用転換 ②通院・通学・観光に必要な移動の保証 ③公共交通におけるサービスの品質保証

保証すべき移動

- 公共交通等を利用して…
- ・**通院**…圏域の中核的な医療機関に通院できる
 - ・**通学**…圏域内の高校に通学できる
 - ・**観光**…鉄道駅や宿泊施設から圏域内の主要な観光地へアクセスできる

保証すべきサービスの品質（品質保証）

- ①**ダイヤ・便数**
 - ・**通院**…午前中に通院でき、午後の早い時間帯に帰宅できる
 - ・**通学**…始業前に通学できる、授業終了後・課外活動終了後に帰宅できる
 - ・**観光**…円滑な乗継ができるダイヤ設定＋十分な滞在時間が確保できる
- ②**決済環境**…全県の交通機関で交通系ICカードが整備されている
- ③**情報提供**…バス路線情報等を検索できる環境の整備＋最新情報の維持
- ④**拠点整備**…主要な交通結節点において、快適な待合が整備されている
- ⑤**定時性確保**…朝夕や降雪時等における渋滞対策等が講じられている

品質保証を実現させるための具体的な目標や方策を10広域圏ごとに作成し、行政や交通事業者等の関係者が一体となって品質保証の実現に向けて取り組む

施策の方向性

- 1 地域公共交通の担い手確保
- 2 持続可能な地域公共交通ネットワークの構築
- 3 利用しやすい地域公共交通の実現
- 4 移動における脱炭素化の推進

関係者間の役割分担の原則

県	広域圏間や広域圏内（広域圏内の中心市町と周辺市町村）をつなぐ広域的な移動手段（主要幹線、幹線）の維持・確保（バス路線の運行費支援、地域鉄道路線に係る関係者の話し合いの場の設置、市町村のサポート等）
市町村	隣接する市町村間や市町村内における移動手段（準幹線、支線）の維持・確保、観光地へのアクセス確保
事業者	自主運行路線や行政から受託した路線における安全・安心な運行、利用者ニーズを踏まえたサービスの向上
県民	公共交通の社会的意義を認識し、「乗って残す、乗って活かす」という意識を持って、日常生活の中で積極的に公共交通を利用する

地域公共交通ネットワークの構築

- 【広域高速交通軸（三大都市間連携）】
【例：北陸新幹線、県外高速バス等】
交通事業者が主体となって維持・確保を図る。
- 【主要幹線（隣接県連携、広域圏間連携）】
【例：鉄道、県内高速バス】
県が主体的に関与し、交通事業者や沿線市町村とも連携しながら維持・確保を図る。
- 【幹線（圏域中心市町・周辺市町村間連携）】
【例：鉄道（別所線、上高地線）、バス（地域間幹線系統）】
県が主体的に関与しつつ、広域圏の中心市町村・沿線市町村・交通事業者等と連携し、維持・確保を図る。
- 【準幹線（市町村間連携）】【例：路線バス】
沿線市町村が主体的に維持・確保を図る。
- 【支線（市町村内連携）】【例：路線バス、デマンド】
市町村が主体的に維持・確保を図る。
※観光地へのアクセスは観光事業者とも連携して確保を図る

施策・事業

- 1 **地域公共交通の担い手の確保**
 - ・バス・タクシー運転手等の人材確保・育成の取組に対する支援等
- 2 **持続可能な地域公共交通ネットワークの構築**
 - ・地域鉄道路線の維持、安全性向上等
 - ・県内高速バス路線の確保・充実
 - ・広域的・幹線的なバス路線の維持・確保等
- 3 **利用しやすい地域公共交通の実現**
 - ・キャッシュレス決済環境の整備推進
 - ・公共交通情報のオープンデータ化の推進等
- 4 **移動における脱炭素化の推進**
 - ・モビリティマネジメントの推進等

指標・目標値

- (例)
- 県内公共交通機関利用者数
R4：82,180千人 ⇒ R10：100,000千人
 - 県民一人当たりの公共交通利用回数
R4：40.6回 ⇒ R10：50回
 - 乗合バス事業者の運転手数 等
R5：1,313人 ⇒ R10：1,500人
 - ◆目標設定の考え方：コロナ水準までの回復を目指す

地域編（10広域圏ごとに作成）

- 地域特性、公共交通の現状・課題
- 地域の交通ネットワーク（拠点と幹線等の設定）
- 今後、さらに通院・通学・観光のアクセス確保、品質保証の具体化に向けて検討

佐久 上田 諏訪 上伊那 南信州
木曾 松本 北ア 長野 北信

地域拠点の
再設定

交通結節点、通院、通学、観光の拠点を地域ごとに設定

サービス水準
の設定

圏域拠点と地域拠点を、どのような時間帯、便数、経路で接続するかの水準を設定

具体的な路線
見直し

定めた水準が現行路線でどこまで保証できているか確認

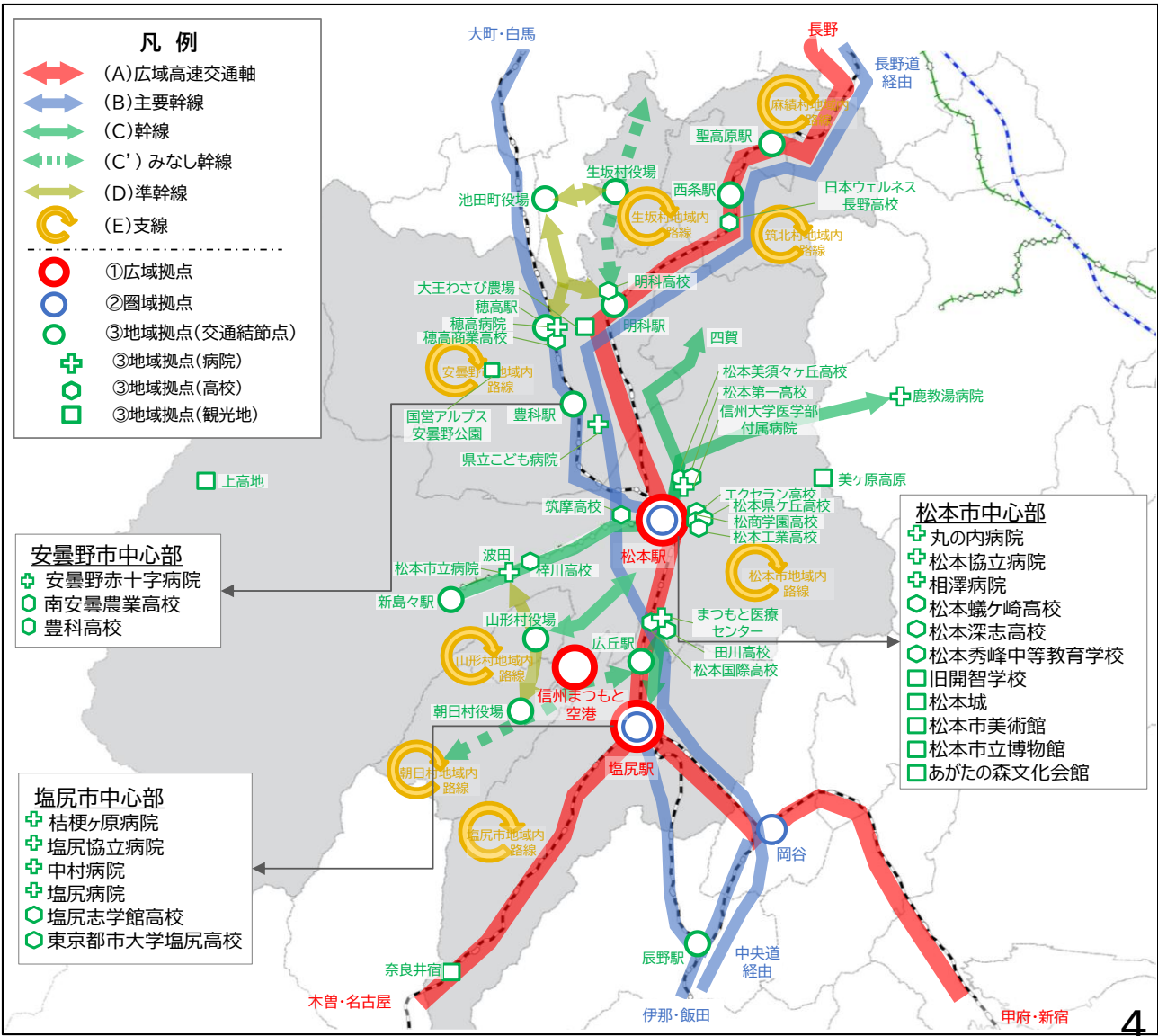
- ◆ 通院・通学・観光における品質が保証されているか
 通院: 午前中に通院でき、午後の早い時間帯に帰宅できる
 通学: 始業前に通学できる、授業終了後・課外活動終了後に帰宅できる
- ◆ 利用状況・実態を鑑みて適切な路線となっているか
 - ・現行路線の起点、経由地、終点が妥当か
 - ・運行ダイヤ、便数、運行形態や車両のサイズが適切か
- ◆ 路線同士が競合していないか
 - ・複数の事業者が類似の路線を走行していないか
 - ・幹線同士又は幹線と準幹線や支線の一部が重複していないか

水準に見合っていない路線について、
ダイヤ変更、重複路線の解消、代替手段検討による空白の解消 等
 により、見直しと品質保証確保を進める。

松本地域の品質保証について

区分	名称	凡例	位置づけ	具体的な拠点・路線
拠点	①広域拠点	○	○三大都市圏など直接アクセス可能な交通結節点	松本市 ・松本駅 ・松本空港 塩尻市 ・塩尻駅
	②圏域拠点	○	○圏域の中心市村の交通結節点	松本市 ・松本駅 塩尻市 ・塩尻駅 松本市 ・新島々駅 信州大学医学部附属病院 相澤病院 まつもと医療センター 松本協立病院 丸の内病院 松本市立病院 専修学院(上田市) 私立松本国際高等学校 私立松本秀峰中等教育学校 長野県松本県ヶ丘高等学校 私立松本学園高等学校 私立エクセラン高等学校 長野県松本工業高等学校 長野県松本嶺ヶ崎高等学校 長野県松本深志高等学校 長野県松本美須ヶ丘高等学校 私立松本第一高等学校 長野県松本筑摩高等学校 長野県梓川高等学校 松本市 旧開智学校 松本市立博物館 松本市美術館 あがたの森文化会館(旧制松本高等学校) 上高地 美ヶ原高原
	③地域拠点	○	○各市村中心部の交通結節点、目的先施設 ○中核的な医療機関、高校、主要な観光地、買い物先施設	塩尻市 ・広丘駅 ・桔梗ヶ原病院 ・松本協立病院 ・中村病院 ・塩尻病院 ・長野県塩尻志学館高等学校 ・私立東京都立大学塩尻高等学校 ・長野県梓川高等学校 ・奈良井宿 安曇野市 ・豊科駅 ・穂高駅 ・明科駅 ・県立こども病院 ・安曇野赤十字病院 ・穂高病院 ・長野県明科高等学校 ・長野県豊科高等学校 ・長野県南安曇農業高等学校 ・長野県穂高商業高等学校 ・大王わさび農場 ・国営アルプスあづみの公園 堀金・穂高地区 麻績村 ・聖高原駅 生坂村 ・生坂村役場(周辺) 山形村 ・山形村役場(周辺) 朝日村 ・朝日村役場(周辺) 筑北村 ・西条駅 ・私立日本ウェルネス長野高等学校

- ✚ 圏域内の14病院に午前中に到着し、診療を終え、お昼前後の帰宅ができる
- 圏域内の20高校への登下校と、終業後ほどなく、および部活動後の帰宅ができる



区分	名称	凡例	位置づけ	具体的な拠点・路線
軸・路線	[A] 広域高速交通軸	↔	三大都市圏と県内の広域拠点を接続	鉄道・航空 ・中央東線(特急列車)【JR東日本】 ・中央西線(特急列車)【JR東海】 ・篠ノ井線(特急列車)【JR東日本】 ・航空路線【FDA】
	[B] 主要幹線	↔	隣接県と県内や県内の広域拠点を接続	鉄道 ・中央東線(普通列車)【JR東日本】 ・中央西線(普通列車)【JR東海】 ・篠ノ井線(普通列車)【JR東日本】 ・大糸線【JR東日本】 ・中央東線辰野支線【JR東日本】 バス ・みずすハイウェイバス【アルピコ交通、伊那バス、信南交通】
	[C] 幹線	↔	圏域拠点と地域拠点を接続	鉄道 ・上高地線【アルピコ交通】 バス ・山形線【アルピコ交通】 ・鹿教湯温泉線【アルピコ交通】 ・塩尻北部線【アルピコタクシー】
	[C'] みなし幹線	↔	(同一市村内地域間幹線)	バス ・西貢線【アルピコ交通】
	[D] 準幹線	↔	主要幹線もしくは幹線への乗継により圏域拠点へ接続	バス ・原川線【安曇観光タクシー】 ・朝日・広丘線【アルピコタクシー】
[E] 支線	↔	地域拠点と目的施設を接続	バス ・池飯線【安曇観光タクシー】 ・朝日・波田線【アルピコタクシー】 ・明科線【安曇観光タクシー】 ・安曇野線【安曇観光タクシー】 バス ・各市村のコミュニティ交通 乗合タクシー	

2 路線のPDCA実施について

1 対象路線

地域編に掲げられたC幹線、C'みなし幹線

- (1) 信州型広域バス路線支援制度の対象路線（6月19日に県活性協で決定）
山形線、鹿教湯温泉線、塩尻北部線、犀川線、朝日広丘線の5路線
- (2) 国庫補助対象路線（地域間幹線系統）
四賀線、山形線（(1)に該当）の2路線

2 路線評価・分析シートの作成（予定）

- (1) 対象年度
令和7年度（令和6年10月～令和7年9月）
令和8年度（令和7年10月～令和8年9月）
- (2) 利用状況に係る指標（8項目のデータ）
 - ・計画輸送量（人）※1
 - ・実績輸送量（人）
 - ・平均乗車密度（人）
 - ・運行便数（便/日）※2
 - ・経常収支率
 - ・国庫補助額 ※1
 - ・県補助額 ※1
 - ・市町村補助額（なし）
 - ・補助人口割 ※3

※1 令和7年度と8年度は四賀線・山形線のみ対象、フィーダー系の対応は
※2 平日、土曜日、日曜・祝日で運行便数が違う場合は平均か
※3 人口の対象時期、対象人口は市村単位か
- (3) 上記データの提供可能時期と、提供者について

2 路線のPDCA実施について

- (4) 当該路線の利用状況実績
 - ・広域利用の状況
 - ・通院/通学利用状況※バス停ごとの利用データの把握は可能か
※通学用定期券の発行枚数等の把握は可能か
- (5) 接続するバス路線の状況
 - ・通院・通学に関する乗り継ぎを想定
- (6) 関係者による利用者数増加に向けた取組予定
 - ・沿線市町村の取組
 - ・事業者の取組

3 品質保証の確認

- R 7年度で確認した時点から、ダイヤや経路等の変更がないか確認し、変更があれば品質保証について再確認（事務局で対応）
- ※前年度は第2回地域別部会の資料1別冊で確認

3 観光路線の品質保証等について

●拠点や宿泊施設の設定等にあたっては、観光分野の委員を交えた既存の分科会又は新たに設置した観光分科会で検討することとしている。

●松本地域別部会（分科会）では、観光については、交通事業者が委員となっていること、観光拠点の選定等にあたり、各市村の交通担当課と観光担当課で連携いただいていた経過があることから、**観光関係者※に地域公共交通分科会へ出席いただく形で検討することしたい。**

※観光関係者依頼先（例）

- ・長野県松本地域振興局商工観光課
- ・松本広域連合
- ・観光協会 など

（参考）松本地域別部会地域公共交通分科会設置要領 第3の3（資料4）
「地域公共交通分科会は、必要に応じて別表に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。」

3 観光路線の品質保証等について

1 R7 迄に設定した観光拠点の見直し

次回の分科会で観光関係者に意見を伺う

2 宿泊施設の設定

観光の品質保証について、観光客の宿泊施設から観光地への移動についての品質保証の確認が必要。

(1) 宿泊施設

大手旅行業者HP等に掲載されている施設のうち、圏域内の移動のハブに適した所をピックアップ（事務局で対応）し、次回の分科会で協議。

(2) 宿泊施設から観光地への移動の確認（事務局で対応）

3 観光拠点の属性を踏まえた品質保証水準の設定

何時に到着し、概ね何時間滞在し、何時頃帰るのかの整理

→ 前年度に一旦整理済であるため、観光地ごとに個別に水準を設定する必要があるのか（例：観光地によっては、早朝に到着する必要があるなど）、次回の分科会で観光関係者に意見を伺う。

3 観光路線の品質保証等について

4 長野県地域公共交通計画の更新

- (1) 7-4 拠点と軸の設定
 - ・観光拠点の更新（見直しがあれば）

- (2) 7-5 保証すべき品質
 - ・品質保証の基本的な考え方（観光）
【B】主要幹線、【C】幹線、【D】準幹線、【E】支線

4 今年度の利用促進・啓発活動事業について

1 昨年度の利用促進・啓発活動

- (1) 路線バスで巡ろう！信州まつもと広域 観光スポットデジタルスタンプラリー
期間：令和7年8月1日～令和7年10月31日
観光スポット：6箇所（スタンプポイント18箇所）

- (2) 『乗って残そう、乗って活かそう！みんなのバス！！』利用促進イベント
実施日：令和7年8月2日（土） 10:30～12:00
会場：アイシティ21 1階中央モール
内容：①パンフレットの配布
②「アルクマ」「アルプちゃん」「やまっち」との撮影会
（子ども用バス運転手の制服・制帽も着用可能）
③子ども向けBIGだるま落としゲーム等（参加賞あり）

2 昨年度の事業に対する分科会の主な意見

- (1) 良かった点
 - ・各自治体の魅力発信とバス利用を同時に促進できる事業だった
 - ・広域的に公共交通の利用を促す取組みであり、継続することで定着していくのでは
 - ・大型商業施設等での啓発は特に子育て世代に非常に有効であるため継続して実施

- (2) 改善すべき点
 - ・観光者向けには良いPRとなるが、地域住民にとってはあまり効果がないと思われる
 - ・イベント的な利用促進でなく、日常利用者が「便利・お得」になる仕掛けに取り組む
 - ・利用者へのクーポン配布や抽選応募への参加権を得るなど、利用者にとってわかりやすいインセンティブが効果的なのではないか

4 今年度の利用促進・啓発活動事業について

3 今年度の利用促進・啓発活動方針等について（案）

- (1) 利用促進・啓発活動対象等
通院・通学及び買い物などで日常的に利用している地域住民や、自家用車から公共交通への行動変容を呼び掛けたい地域住民を対象に応募券を配布
- (2) 応募券の配布対象者
(例)
 - ・定期券、回数券の購入者
 - ・日常的に通学で利用している学生
 - ・公共交通等の利用説明会・イベント参加者
 - ・中学3年生（高校から公共交通を使う機会が増えるため）
 - ・免許返納者や免許返納を考えている方
- (3) 配布方法
- (4) 実施期間：令和8年10月～12月末頃